

# 金融庁、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理」を公表

金融庁は、2025年7月17日、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」でのこれまでの議論の状況を整理した「中間論点整理」を公表しました。

サステナビリティ

SSBJ基準

第三者保証制度



## News

- プライム市場上場企業に対し、株式時価総額の規模に応じて段階的にSSBJ基準に基づくサステナビリティ情報の開示を義務付け、SSBJ基準の適用開始時期の翌期から第三者保証を義務付ける、ロードマップが示されています。
- 第三者保証については、保証の適用開始時期から2年間は保証の範囲を限定すること、保証の水準を限定的保証とすることが示されています。
- SSBJ基準の適用に伴う環境整備として、有価証券報告書の提出期限の延長、有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方（セーフハーバーの内容等）、第三者保証の担い手等を、引き続き検討するとされています。



## Background

金融庁は、2024年3月、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という）を設置し、これまで8回にわたり、有価証券報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した情報開示を求めることと、当該情報に対する第三者保証制度を導入することについて審議を行ってきました。また、第三者保証に関する専門的な論点については、WGの下に専門グループを設け、これまで4回の審議を行ってきました。



## Insight

本中間論点整理は、新たな制度の導入に向けた、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、現時点におけるWGの議論の状況を整理したものです。

SSBJ基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や当初の保証範囲等、本中間論点整理で適当であると示された事項は、今後、金融庁において、制度的対応の検討が進められることが想定されます。一方、引き続きの検討事項については、WGにおいて本年中を目途に取りまとめを行うべく、引き続き検討が行われる予定です。

## 1. 我が国におけるSSBJ基準の適用と第三者保証の導入に向けたロードマップ

2025年3月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号『一般開示基準』、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』の3つの基準（以下「SSBJ基準」という）を公表しています。本中間論点整理では、SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、**有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当であるとされています。**

### (1) SSBJ基準の適用と第三者保証の導入に係るロードマップ

WGでは、プライム市場上場企業の全部または一部を対象として、SSBJ基準に基づく情報開示と第三者保証を求めていくことについて審議が行われました。本中間論点整理では、具体的な対象企業の範囲について、株式時価総額1兆円以上の企業までをSSBJ基準の適用対象とする考え方が示された一方で、株式時価総額5,000億円以上の上場企業についても早期にSSBJ基準の適用に向けた道筋を付けるべきとの意見があったと言及されています。また、プライム市場上場企業の中にも、現行制度に基づくサステナビリティ開示への対応状況に差があることや、企業によってリソースに相違があるとの意見も踏まえ、本中間論点整理では、**株式時価総額の規模に応じて段階的に適用していく**、以下の具体的なロードマップが示されています（図表1を参照）。

#### • SSBJ基準の適用開始時期

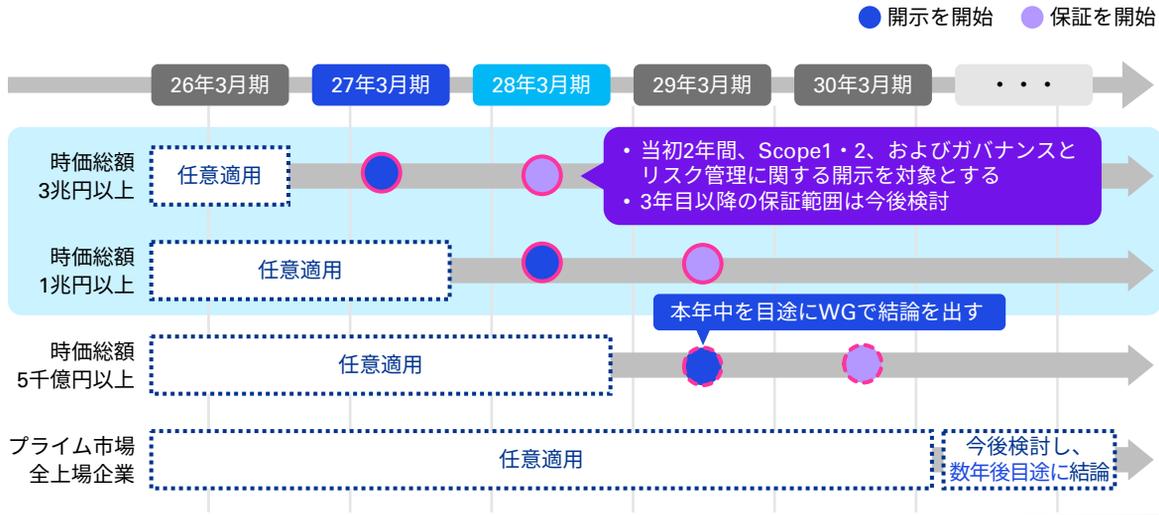
- i. 株式時価総額 3兆円以上の企業：2027年3月期
- ii. 株式時価総額 3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期
- iii. 株式時価総額 1兆円未満5,000億円以上の企業：2029年3月期

ただし、上記iiiの**適用開始時期**は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討し、**本年中を目途に結論を出す**ことが示されています。

#### • 第三者保証の導入時期：**SSBJ基準の適用開始時期の翌期**

- **株式時価総額5,000億円未満のプライム市場上場企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証制度の導入**については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討し、**数年後を目途に結論を出す**

図表1：ロードマップの全体像



(出所) 金融庁ウェブサイト「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20250717/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717/01.pdf)) を基にあずさ監査法人作成

## (2) 二段階開示

本中間論点整理では、法令上の経過措置として、本来年次報告書に記載すべきサステナビリティ関連財務開示の報告を次の期中報告と同じタイミングで行う、いわゆる「二段階開示」を導入するとの方針の下、その具体的な方法と適用期間について、以下の内容が示されています（図表2を参照）。

### ① 二段階開示の方法

SSBJ基準に基づくサステナビリティ関連財務開示（二段階目の情報開示）をどの媒体で行うかについては、半期報告書を利用する方法と、**有価証券報告書の訂正報告書**による方法が考えられるとしたうえで、制度的な整合性が確保できる観点から、有価証券報告書の訂正報告書において行うことが適当であるとされています。一方で、制度上、訂正報告書には提出期限がないことから、提出時期について予見可能性がなく、また、長期間にわたり提出されないというデメリットも踏まえ、**半期報告書の提出期限までに二段階目の開示を行うことが適当であるとされています。**

② 二段階開示の適用期間

SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証の導入初年度の2年間は、新たな制度に対応するための準備期間ととらえ、二段階開示の適用期間を**2年間**とすることが適当であるとされています。

図表2：二段階開示の適用イメージ（時価総額3兆円以上のプライム上場企業を想定）

時価総額3兆円以上の企業の場合：



(出所) 金融庁ウェブサイト「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」（[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20250717/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717/01.pdf)）を基にあずさ監査法人作成

2. SSBJ基準の適用に伴う環境整備

本中間論点整理では、SSBJ基準の適用に伴う環境整備に関する事項として、(1)有価証券報告書の提出期限の延長、(2)海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示、(3)SSBJ基準の適用状況等の開示、(4)見積り情報の訂正の可否の考え方、(5)開示例の収集・公表、(6)EDINETタクソノミの開発の方向性について、これまでのWGにおける議論がとりまとめられています。ここでは、上記(1)(2)について解説します。

(1) 有価証券報告書の提出期限の延長

現行制度上の有価証券報告書の提出期限は事業年度経過後3月以内ですが、サステナビリティ情報の第三者保証への対応が必要になることを踏まえ、諸外国の年次報告書の公表期限を参考に、事業年度経過後4月以内に延長することが考えられると示されています。これに対し、情報開示が遅れることへの懸念等を踏まえ、WGで引き続き検討し、提出期限を延長するかどうかについては**本年中を目途に結論を出す**ことが適当であるとされています。

(2) 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示本中間論点整理では、我が国の投資者が我が国企業の海外におけるサステナビリティ開示についての情報を得られるようにし、また、当該情報入手できるタイミングが海外投資家に比して遅れないようにする観点から、**有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠した開示を行っていない者に対し、連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合に、臨時報告書で以下の開示を求めることが適当であるとされています。**

- 海外のサステナビリティ開示基準に基づき連結ベースでの開示を行った旨
- 開示を行っている場所（ウェブサイトへのURL等）
- 第三者保証を受けている場合にはその旨
- 保証業務の提供者の名称

### 3. 有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方

#### (1) セーフハーバーの整備

WGでは、有価証券報告書での開示の充実と虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化のための環境整備として、虚偽記載等に対する責任のあり方、いわゆる**セーフハーバーの導入**について議論が行われました。

本中間論点整理では、開示ガイドラインの改正により、仮にScope3のGHG排出量に関する定量情報が事後的に誤りであったことが判明したとしても、

- 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
- その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合には、虚偽記載等の責任を負わないとすることが適当であり、まずはこの方針を踏まえて、金融庁において開示ガイドラインの改正を行うべきであるとされています。

他方、セーフハーバーの内容・適用要件、適用範囲、効果といった各論点について、法律改正も視野に入れて、引き続き検討していくことが望ましいとの方向性が確認されています。なお、今夏以降にディスクロージャーワーキンググループ（仮称）が新設され、同ワーキンググループにおいてセーフハーバーの議論が引き続き行われる予定です。

## (2) 虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備

WGでは、経営者等の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを**確認書の記載事項として追加**することについて議論が行われました。本中間論点整理では、本論点については、前述のディスクロージャーワーキンググループ（仮称）においてセーフハーバーの議論と併せて議論することが考えられるとされています。

このほか、WGでは将来情報、見積り情報等が含まれる旨や、データ・プロバイダーに関する情報等について、有価証券報告書に記載を求めることについても議論されており、特に、データ・プロバイダーに関する情報について、本中間論点整理では、情報の有用性や機密性に留意しつつ、金融庁が必要な制度整備を行うことが適当であるとされています。

## 4. 第三者保証制度の導入に向けた検討

第三者保証制度導入の検討に当たっては、保証の範囲、水準、担い手など大きな方向性に関わるものはWGで議論し、専門的な知見が必要な担い手の登録要件、義務・責任、保証基準及び倫理・独立性基準のあり方、自主規制機関の役割などについては、専門グループを設置してさらに議論されました。本中間論点整理では、WGにおけるこれまでの議論を整理した以下の内容が示されています。

### (1) 保証の範囲

本中間論点整理では、保証の範囲を巡っては、企業の対応可能性と第三者保証の必要性の観点から判断する必要があるとされ、第三者保証制度の適用開始時期から**2年間**は、**Scope1・Scope2のGHG排出量に関する情報、ガバナンスおよびリスク管理**に関する情報に対する第三者保証を義務付けることとし、3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当であるとされています（図表1参照）。

### (2) 保証の水準

本中間論点整理では、2025年2月に欧州委員会が提出したオムニバス法案において将来の合理的保証への移行は行わない方針が示されたことに言及したうえで、企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証の水準は**限定的保証**とし、**合理的保証への移行の検討は行わない**ことが適当であることが示されています。

### (3) その他の論点（保証の担い手等）

本中間論点整理では、保証の担い手について、監査法人以外の者も第三者保証を提供できるような制度を構築することが考えられるとされた一方で、第三者保証に係る制度設計を行うに当たっては、その属性にかかわらず、同一の法規制上の責任等が求められるようにすべきであり、また、国際的にも認められる水準の品質管理や職業倫理が確保されるべきであることに言及されています。

保証の担い手を含むその他の論点（登録要件、品質管理体制、自主規制機関、検査・監督のあり方等）については、WGにおいて引き続き検討し、**本年中を目途に結論を出す**とされています。

## 5. おわりに

本中間論点整理では、SSBJ基準に基づく情報開示が円滑に導入され、定着するよう、WGですでに賛同が得られている事項については、関係者において必要な取組みを進めていくことが期待されると言及されています。また、**SSBJ基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や当初の保証範囲等**、本中間論点整理で適当であると示された事項は、今後、金融庁において、**制度的対応の検討**が進めるべきとされています。他方、WGにおいて未だ賛同が得られていない事項については、**本年中を目途**に取りまとめを行うべく、引き続き検討が行われる予定です。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public